

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十三日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一生活安全部地域課の項中「生活安全部地域課」を「警備部警備課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月二十五日から施行する。